十五　航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）第十九条第一項及び第三項並びに第二十条
十六　電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）第十二条第一項及び第三項並びに第十三条
十七　石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第二十三条第一項及び第三項並びに第二十四条
十八　たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第四十七条第一項
十九　たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第二十七条第一項及び第三項並びに第二十八条
二十　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第六十四条第一項及び第五項、第六十五条並びに第六十六条
二十一　地価税法（平成三年法律第六十九号）第三十九条第一項及び第三項並びに第四十条
二十二　塩事業法（平成八年法律第三十九号）第三十六条
二十三　一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号）第二十一条第一項及び第三項並びに第二十二条
二十四　独立行政法人酒類総合研究所法（平成十一年法律第百六十四号）第十六条
二十五　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第六十七条から第六十九条まで
二十六　株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十九年法律第五十八号）附則第七条第一項及び第二項
二十七　電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十六号）附則第十八条第二項及び第三項
二十八　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第十二条第一項
二十九　株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第四十四条
三十　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十八条、第六十四条第一項及び第三項、第六十五条並びに第六十七条
三十一　地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第三十三条第一項及び第三項、第三十四条並びに第三十六条
三十二　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十九条第二十八項、第三十項、第三十二項及び第三十三項
三十三　国際観光旅客税法（平成三十年法律第十六号）第二十四条第一項及び第二十五条

（会社経理応急措置法の一部改正）

第百八十五条　会社経理応急措置法（昭和二十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「左の」を「次の」に改め、「これを」を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第一号から第六号までの規定中「とき」を「とき。」に改め、同条第七号中「従はなかつたとき」を「従わなかつたとき。」に改め、同条第八号中「選任されてゐない」を「選任されていない」に、「処分したとき」を「処分したとき。」に改める。

第二十九条中「これを」を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十条第一項中「ときには、これを」を「ときは」に、「懲役又は三千円」を「拘禁刑又は二万円」に改め、同条第二項中「申込」を「申込み」に改める。

第三十一条中「左の」を「次の」に改め、「これを」を削り、「懲役又は一万円」を「拘禁刑又は二万円」に改め、同条各号中「とき」を「とき。」に改める。

第三十二条中「これを」を削り、「懲役又は一万円」を「拘禁刑又は二万円」に改める。

（企業再建整備法の一部改正）

第百八十六条　企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第五十六条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、「これを」を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第一号中「明かならしめる」を「明らかにする」に改める。

第五十七条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、「これを」を削り、「懲役又は一万円」を「拘禁刑又は二万円」に改める。

第五十八条中「ときには、これを」を「ときは」に、「懲役又は一万円」を「拘禁刑又は二万円」に改める。

（閉鎖機関令の一部改正）

第百八十七条　閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の二中「左に」を「次に」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十九条から第三十条までの規定中「これを」を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十条の二中「因り懲役」を「より拘禁刑」に改める。

第三十一条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「これを六箇月以下の懲役又は一万円」を「六月以下の拘禁刑又は二万円」に改める。

（貨幣損傷等取締法及び印紙等模造取締法の一部改正）

第百八十八条　次に掲げる法律の規定中「これを」を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一　貨幣損傷等取締法（昭和二十二年法律第百四十八号）第三項

二　印紙等模造取締法（昭和二十二年法律第百八十九号）第二条

（すき入紙製造取締法の一部改正）

第百八十九条　すき入紙製造取締法（昭和二十二年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第三項中「これを六箇月以下の懲役又は五千円」を「六月以下の拘禁刑又は二万円」に改める。

（旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部改正）

第百九十条　旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第三十八条中「左の」を「次の」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（資産再評価法の一部改正）

第百九十一条　資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第百二十四条第一項中「詐偽」を「偽り」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「こえる」を「超える」に、「因り」を「より」に、「こえ」を「超え」に改める。

第百二十五条中「こえた」を「超えた」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百二十六条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第九号中「呈示した」を「提示した」に改める。

第百二十八条中「窃用した」を「盗用した」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（税理士法の一部改正）

第百九十二条　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第五号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十九条の十二の三第二項第一号中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同項第二号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第五十八条、第五十九条第一項及び第六十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。